



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告 (2014年3月11日－3月14日 －カナダ・トロントにて)

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
概念フレームワーク		
－序文	予備的見解を公表することを承認（2013年7月発行）	今回は討議されていない
－第1フェーズ	第1フェーズ最終文書 公表済み（2013年1月）	－
－第2フェーズ	ED「財務諸表における要素及び認識」を承認（2012年11月発行、コメント期限2013年4月）	繰延インフロー・繰延アウトフロー等の論点、及び最終文書案について検討
－第3フェーズ	ED「財務諸表における資産及び負債の測定」を承認（2012年11月発行、コメント期限2013年4月）	測定目的の表現、歴史的原価等の論点の検討、及び最終文書案を検討
－第4フェーズ	ED「一般目的財務報告における表示」を承認（2013年4月発行、コメント期限2013年8月）	使用言語、構成案等の論点の検討、及び最終文書案を検討
サービス業績情報の報告	ED「サービス業績情報の報告」を承認（2013年12月公表）	今回は討議されていない
公的部門の結合	CP「公的部門の結合」を承認（2012年6月発行、コメント期限2012年10月）	今回は討議されていない
IPSASとGFS（政府財政統計）報告ガイドライン	方針書「IPSASsの開発におけるGFS報告ガイドラインの検討プロセス」を承認（2014年2月公表）	今回は討議されていない
政府系企業（GBEs）	論点の検討、及びCP「政府系企業」案の初稿を検討	GFSとの整合性の論点の検討、及びCP「政府系企業」案を検討
社会給付	プロジェクト概要を承認	プロジェクトの範囲、及び社会給付に関する論点を検討
排出権取引（ETS）	プロジェクト概要を承認	今回は討議されていない
公的部門特有の金融商品	プロジェクト概要を承認	貨幣用金、通貨及び流通硬貨、IMFの特別引出権等の論点を検討

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard)：国際公会計基準、ED (Exposure Draft)：公開草案、CP (Consultation Paper)：コンサルテーション・ペーパー、RPG (Recommended Practice Guideline)：推奨実務ガイドライン

1 今回の会議の概要

2014年第1回目の国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議は、2014年3月11日から14日までの4日間にわたり、カナダのトロントで開催された。

今回の会議には19名のメンバーのうち17名が出席し、テクニカル・アドバイザー（TA）、オブザーバー、事務局の約40名が会議に参加した。

今回の会議では、概念フレームワークの第2フェーズ（要素及び認識）について繰延インフロー・繰延アウトフローに代わる概念を検討し、第3フェーズ（測定）及び第4フェーズ（表示）について最終文書案をレビューした。

また、今回は、IPSASBのガバナンス及び戦略・作業計画についても時間を割いて議論が行われた。戦略計画については、コンサルテーション文書「IPSASBの戦略についてのコンサルテーション」及び「IPSASBの2015年から2019年の作業計画についてのコンサルテーション」の公表を承認した。

2 概念フレームワーク

本プロジェクトは、公的部門の主体に適用される概念フレームワークを作成するものであり、IPSASBの2013年-2015年の戦略計画において、最優先プロジェクトとして取り組むこととされている。今回の会議では、主に、第2フェーズから第4フェーズについて、以下のとおり討議した。

(1) 第2フェーズ（要素及び認識）

① 検討の経緯等

第2フェーズは、一般目的財務諸

表（General Purpose Financial Statements：GPFSS）の構成要素と認識を扱う。前回の会議では、主に、繰延インフロー及び繰延アウトフローの論点について掘り下げ、5つのアプローチ案について検討を行った。今回の会議では、繰延インフロー及び繰延アウトフローを引き続き検討するとともに、多数の残る論点について検討を行った。

② 繰延インフロー及び繰延アウトフロー

今回の会議でIPSASBは、繰延インフロー及び繰延アウトフローを要素としては定義しないが、以下の事項を認めるアプローチを採用することを決定した。

- (i) 要素のいずれの定義にも合致しない、経済事象をもたらす取引及び出来事があること
- (ii) このような経済事象は、財務報告の目的に合致するように財務諸表に認識される必要があるであろうこと

③ 用語

IPSASBは、「その他の経済的事象（other economic phenomena）」は、要素の章（第2フェーズ）のセクション1で使用される包括的な用語であるということに合意した。「その他の資源（other resources）」及び「その他の債務（other obligations）」の2つの用語は、この章で続いて使用されることとなる。

④ 純資産（Net Assets）及び正味財政状態（Net Financial Position）

資産及び負債の定義は、財政状態計算書において「その他の資源」及び「その他の債務」を除外しない。IPSASBは、「その他の資源」又は「その他の債務」として、取引又は

事象を認識することが要求される、若しくは許可される状況の詳細を提供する予定である。IPSASBで特定されない限り、経済的事象を「その他の資源」及び「その他の債務」として認識することは認められない。

したがって、財政状態計算書は資産及び負債の間の差額（純資産）ではない正味ポジションを報告する場合がある。この金額が正味財政状態である。正味財政状態は、ある主体の純資産に「その他の資源」及び「その他の債務」を合計したものである。

⑤ 頁ごとのレビュー

IPSASBは、最終文書案の頁ごとのレビューを実施し、変更点を識別した。

2014年6月の会議では、最終文書修正案のレビューを行う予定である。

(2) 第3フェーズ（測定）

① 検討の経緯等

第3フェーズは、GPFSSの測定を扱う。前回の会議では、ED第3号に寄せられたそれらのコメントに基づく多数の論点について検討を行うとともに、最終文書案のレビューを行った。今回の会議でも引き続き論点の検討と最終文書案のレビューを行った。検討した主な論点は以下のとおりである。

② 測定目的、財務能力及び運営能力の説明

IPSASBは、「最も公正に反映する（most fairly reflect）」というフレーズと質的特徴「忠実な表現（faithful representation）」との間の混同の可能性があるので、測定目的の表現は修正されるべきであるというスタッフの見解を検討した。IPSASBは、このような混同が発生することに同意せず、測定目的は次のとおりであ

ることを再確認した。

「主体が説明責任を負うにあたり、意思決定に有用な方法で、主体の財政能力、運営能力及びサービスのコストを最も公正に反映するそれらの測定基礎を選択すること」

③ 資産及び負債の歴史的原価(Historical Cost)の定義

IPSASBは、資産及び負債の歴史的原価の定義案をレビューし、これらを狭めて次のようにすることを指示した。

資産：資産を購入するために支払った対価であり、その取得又は建設時における、現金又は現金同等物又はその他の支払った対価の価値

負債：負債を引き受ける際に受け取った対価であり、その負債が発生した時点における、現金又は現金同等物又はその他の受け取った対価の価値

④ 象徴的価値(Symbolic Values)

IPSASBは、象徴的価値を再度熟慮した。象徴的価値は、評価額を入手することが不可能な場合に特定の資産を認識するため、いくつかの法域において使用されている。IPSASBは、象徴的価値は測定目的に合致しないので測定基礎として含まれるべきではないという見解を再確認した。

⑤ 再調達原価(Replacement Cost)の下での土地の評価

スタッフは、再調達原価の基礎の下で、土地はどのように評価されるべきかという論点があることを説明した。IPSASBは、これらの論点の重要性を認めたが、これらは性質的に基準レベルの論点であると考えた。

⑥ 頁ごとのレビュー

IPSASBは続いて最終文書案の頁ごとのレビューを行い、変更点を識

別した。最終文書案の修正版は、2014年6月の会議で検討される予定である。

(3) 第4フェーズ(表示)

第4フェーズは、一般目的財務報告書(General Purpose Financial Reports: GPFRs)における情報の表示に適用される概念を定めることを目的とする。

前回の会議では、ED第4号に寄せられたコメントを詳細にレビューした。今回の会議では、表示の章の策定に関する3つの論点を検討し、スタッフに次の事項を指示した。

(a) GPFRsが公表される言語を取り扱うために、会議に提示された文案に基づき簡単な文章を含めること

(b) ED第4号「一般目的財務報告における表示」で表示されている用語のアプローチを継続すること

(c) 修正された構成案を、IPSASBによる会議外レビューに回付できるように検討すること

メンバーは続いて、最終文書案について頁ごとのレビューを実施した。

次のステップは、最終文書案を修正し、2014年6月の会議で承認を受けることを目指して提出することである。

(4) プロジェクト計画及び工程表

要素及び認識、測定、表示の各セッションに続き、IPSASBは、第2フェーズから第4フェーズの各章の承認を2014年6月と計画している現状のプロジェクト計画及び工程表の実行可能性を検討した。IPSASBは、「要素及び認識」の章(第2フェーズ)の策定及び再構成にはさらなる時間が必要であることを許容し、その結果として、最終承認を2014年9月まで延期することに合意した。IPSASB

は、「測定」、「表示」の各章を2014年6月の会議で原則的に承認することは可能であり、この件は当該会議で検討されることになると考えた。

3 政府系企業(GBEs)

本プロジェクトは、政府系企業(GBEs)の定義にまつわる論点を探求するとともに、現行の会計基準(GBEsにはIFRSsを適用)が妥当かどうかを検討するものである。プロジェクトは初期段階にあり、主要な調査は継続中である。今後、成果物としてCPとEDを公表し、最終的には、既存のIPSASの見直しを行う予定である。

今回の会議では、前回に引き続き事務局が識別した主要な論点を検討するとともに、CPの修正案をレビューした。

CPの初稿案からの主要な変更点は、次の事項の追加である。

- IPSASsと政府財政統計(GFS)ガイドラインとの間の収斂を増進することを目的とする第3のアプローチ
- アプローチ1の境界線上のケースについての指標。この場合、IPSASBはGBEの定義を定めないが、IPSASBが基準策定の対象とする主体の、高レベルの特徴を提供することになる
- アプローチ1における「非市場ベース(non-market basis)」の用語を「非商業ベース(non-commercial basis)」へ置き換え

この第3のアプローチをCPに含めることは総論的に支持されたが、完全に個別のアプローチとするよりも、アプローチ1の第2のオプションとすることとされた。

境界線上のケースについてガイダンスを提供することを目的として、主体が、IPSASBがIPSASsの策定対象としている公的部門の主体であるかどうかの評価を促進するために、次の4つの指標がアプローチ1に含められた。

- (a) 主体は、政府が明示した経済政策又は社会政策に従事している
- (b) 主体は、主体自身の事業に従事するために、政府による命令又は指示に従う
- (c) 主体は、事業の通常の過程において、利益をのせずに財又はサービスを販売する
- (d) 主体は、政府資金（独立第三者取引条件によりアウトプットを購入する場合を除いて）又は保証に依存し続けている

IPSASBは、2014年6月の会議でさらにCPを検討することに合意した。

4 社会給付

政府及び公的部門の主体は、非交換取引によって社会給付をその構成員に提供する。本プロジェクトの目的は、政府による特定の社会給付に関する費用及び負債が発生する状況及び方法を特定することである。本プロジェクトはまた、それらがどのように財務諸表に反映されるべきかについても検討する予定である。

2013年9月の会議で「プロジェクト概要」を承認し、2008年に中断されてから、5年ぶりにプロジェクト再開が決定された。本プロジェクトでは、公的年金をはじめ、生活保護などの社会保障制度を含めた幅広い検討が行われる予定である。

今回の会議では、社会給付に関す

る論点ペーパーを検討し、本件に関する過去の作業に留意した。メンバーは、「予備調査」は各国の実務、各国の基準、各国の基準設定主体により公表されている論文を含むべきであるということに合意した。また、2017年からGFS報告ガイドラインが社会給付に関する別表を強制的に導入することに留意した。続いてプロジェクトの範囲について検討した。承認された「プロジェクト概要」は「公共財及びサービス」を除外していたが、「個別財及びサービス」と現金移転は範囲に含めていた。メンバーは、このプロジェクトの範囲に関する主要なオプションを、次のように特定した。

- 「公共財及びサービス」（又は全ての非交換費用さえも）を含む、より広い範囲
 - 「プロジェクト概要」における範囲の維持
 - 現金移転のみを含む、より狭い範囲
- 上記の議論に続き、IPSASBは、CPは次のようにあるべきと合意した。

- ① プロジェクトの範囲を議論する
- ② プロジェクトには2つのフェーズを設けるべきであるという「予備的見解」を含める。第1フェーズは現金移転のみを検討し、第2フェーズは「個別財及びサービス」を取り扱う。2つのフェーズは並行して検討せず、順番に実施するべきである
- ③ IPSAS第19号「引当金、偶発債務及び偶発資産」における現状の範囲対象外についての提案を含める
- ④ 「公共財及びサービス」の除外に関する説明を含める

また、IPSASBは、CPに関し、以下の事項も合意した。

- 論点ペーパーで識別された3つの理論上のアプローチ（IPSAS第19号の枠組み、広範な（Grand）未履行の契約、及び保険契約）はCPに含まれるべきである
- 詳細な表示上の要求事項はCPには含まれるべきではない
- 論点ペーパーに列挙された各理論的基礎は、CPに含めるべきである
- CPは、GFSで使用されている定義及び分類に従うように努めるべきである

5 公的部門特有の金融商品

本プロジェクトは、公的部門特有の金融商品の会計に関するガイダンスを策定することを目的とする。本プロジェクトの対象範囲は、現行のIPSAS第28号から第30号の対象外となっている公的部門特有の金融商品に関する論点である。

前回の会議では、「プロジェクト概要」を検討・承認した。今回の会議では、公的部門特有の金融商品に関する論点ペーパーを検討した。

スタッフは、ある中央銀行の会計処理の例を使い、調査による発見事項のプレゼンテーションを行った。IPSASBは、これらの商品は中央銀行に限定されないこと、及び主体特有のアプローチではなく取引に関するアプローチが採用されるべきであることに留意した。

IPSASBは、これらの商品に関する取引の会計処理の多様性に留意した。公的部門におけるこれらの取引の重要性を踏まえ、IPSASBは、今後の研究では次の事項を検討すべき

であることを示した。

- 紙幣及び流通硬貨の会計：特に、未発行／未流通の項目、減損及び減価償却、及び紙幣及び硬貨の新版の開発コストをどのように会計処理するか
 - 貨幣用金と現金の類似点、及び、
 - 貧しい政府が（IMFクウォータ出資参加国として）IMFの借入制度及び特別引出権を使用し、準備資産を増やす状況：これらの流動化商品が使用される方法についてのより良い見解を提供するため
- IPSASBは、プロジェクトの成果を議論し、ゴールは1つ以上のIPSASsを策定することであると合意した。

6 2015年以降の戦略計画

IPSASBは、2015年以降の戦略案にコメントを求めるCP案について討議した。これに関し、IPSASBは、2015年から2019年にかけて優先すべきプロジェクトについてもフィードバックを求めている。

IPSASBのその戦略目的に関する仮の結論は、次のとおりである。

公共財政管理及びナレッジを、以下の3つにより、発生主義IPSASsの世界的な採用増加を通じて強化する。

- (a) 高品質の財務報告基準の開発
- (b) 公的部門についてのその他の公表物の開発
- (c) IPSASs及びその採用の便益の認知度の向上

上記の戦略目的に合致するように、IPSASBは、達成しようとする次の2つのアウトカムを特定した。

- 公的部門の主体が自らの財政状態を反映する能力の改善と、同様

に利害関係者がそれを理解する能力の改善

- IPSASsの採用に影響を及ぼすIPSASsの認知度と、IPSASsが公共財政管理にもたらす便益の認知度の向上
- さらに、これらのアウトカムを達成するために、IPSASBは、次の2つのアウトプットの提供に集中することを提案している。
- 公的部門を対象とした高品質の財務報告基準とその他の公表物の策定
 - 利害関係者との意見交換を目的とした発表、講演、その他の会議外活動の実施

CPは潜在的プロジェクトに関する利害関係者の見解を求めている。IPSASBはまた、既存の現金主義IPSAS及び、（もし該当があれば）どのような追加的業務が実施されるべきかについての関係者（constituents）の見解に興味を有している。

戦略案は2014年3月末に公表された。コメント期限は7月31日である。IPSASBは、2014年9月の会議でコメントについて議論することを意図し、戦略と作業計画を2014年12月の会議に承認することを計画している。

なお、2015年以降の戦略CPについての詳細は、次頁以降を参照されたい。

7 ガバナンスと監視の最新情報

IPSASBは、IPSASBのガバナンス・レビューについて、今回の会議に出席したレビューグループのメンバーから最新状況の説明を受けた。

IPSASBは、国際会計士連盟（IFAC）の指揮下に置きつつ、IPSASBに向けた別個のモニタリ

ング及び監視機関を設立する案を満場一致で支持している。IPSASBの見解は、この選択肢はIPSASBの強力な公益監視の特徴のすべてを満たしているというものである。

今回のIPSASB会議は、2014年6月24日から27日に、カナダのトロントで開催予定である。

国際公会計基準審議会（IPSASB） 2015年以降の戦略コンサルテーションの解説

2014年3月に公表されたコンサルテーション・ペーパー、「IPSASBの2015年以降の戦略コンサルテーション」（以下「戦略CP」という。）の内容について解説を行う。

戦略CPは、IPSASBのガバナンス強化の一環として、2015年以降のIPSASBの戦略、及び2015年から2019年の作業計画について広く意見を募集するものである。コ

メント期限は2014年7月31日である。IPSASBでは、当該コメントを基に今後の戦略及び作業計画を検討し、2014年12月の会議で決定する予定である。

なお、戦略CPの原文は、IFACのウェブサイトで誰でも入手することができる（http://www.ifac.org/sites/default/files/publications/files/IPSASB-Strategy-Consultation-2015-2019_0.pdf）。

I IPSASBとは何か

IPSASBは、国際会計士連盟（IFAC）内部の4つの独立基準設定審議会（監査=IAASB、教育=IAESB、倫理=IESBA、公会計=IPSASB）の1つである。2014年5月1日現在、19名のメンバーで構成されており、日本からは筆者（伊澤）がメンバーとして参加している。これまでに32本の国際公会計基準（IPSAS）、2本の推奨実務ガイドライン（RPG）、概念フレームワークの第1章から第4章を、英文で作成・公表している。会計基準等を検討するための会議は年4回、各4日間、主に、カナダのトロント（IPSASB本部が所在）で開催されている。

II 2015年以降のIPSASBの戦略について

1. IPSASBの目的

IPSASBの綱領によると、IPSASBの目的は、次のように記載されている。

一般目的財務報告書の作成にあたって、全世界の公的部門の主体が利用するための、高品質の会計基準及びその他公表物を開発することにより、公益に資すること。

2. 過去5年間の経緯

2009年12月31日に、IPSASBは、IFRS（2008年12月31日公表版）との実質的なコンバージェンスを達成した。その後IPSASBは、以下の3つの主要な課題に取り組んできた。

- 公的部門の概念フレームワークの策定：当初、IFRSを基に策定されたIPSASには、独自の概念フレームワークがなかった。2010年以降の最重要プロジェクトとして現在進行中であり、2014年中に完了の予定である。
- 公的部門の重要プロジェクト：公的部門特有の論点にまつわる会計基準等を策定するプロジェクトを複数進めている（「発生主義IPSASの初度適用」、「公的部門の主体の長期財務持続可能性報告」、「政府系企業」、「社会給付」など）。既存のIPSASの品質維持のための

プロジェクト（IPSAS第6号から第8号の改訂など）も行っている。

- コミュニケーション並びにIPSAS採用及び適用の促進：IPSASBの各メンバーは、会議外での普及啓発活動も行っており、その取組みの結果として、世界各国でIPSASの採用機運が高まっている。

3. 2015年以降のIPSASBの戦略目的案

戦略CPでは、次のような戦略目的案を提示し、意見を募集している。

以下を通じて発生主義IPSASsの適用をさらに増やすことで、グローバルに公共財政管理と認識を強化すること。

- 高品質な財務報告基準の策定
- 公的部門を対象とするその他公表物の策定
- IPSASsとその適用の便益に関する認識の向上

『公共財政管理とは、「総体的な財政規律」「配分の効率性」「資金の効率的・効果的利用」の3つの実現を目的として、予算に関わる利害関

係者の行動原理やインセンティブに影響を与える予算制度・仕組みを変革し、右目的の達成を目指すものである。』(独立行政法人国際協力機構(2013年)課題別指針 財政—公共財政管理—より引用)

国家債務危機の影響が長期に波及していることから、全世界の政府が財政管理の質を急ぎ改善する必要性が明らかとなった。また、当該危機によって、「政府の財政管理が不十分である」と民主的な支配の喪失や社会不安が起り、現在及び将来にわたって政府が果たすべき約束が実行されなくなることも明らかとなった。

発生主義会計の採用により、公的部門の主体は、自らの財政状態及び財務業績を包括的に表現可能となる。高品質の発生主義会計基準の採用は、幅広い国内外の利用者に対して忠実な表現、理解可能性、比較可能性を有する情報を提供することになり、透明性と説明責任の原則が強化され、財務報告の不正リスクは軽減される。世界的に公正妥当と認められる唯一の公的部門の発生主義会計基準はIPSASであるため、発生主義IPSASの採用が増加することで、グローバルに公共財政管理が強化されることとなる。

【図表1】

インプット	アウトプット	アウトカム
<ul style="list-style-type: none"> ● 資金調達 ● 事務局スタッフ ● IPSASBのメンバー ● IPSASBのテクニカル・アドバイザー ● 利害関係者のインプット ● 運用手続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高品質の公的部門の財務報告基準及びその他公表物：IPSASs及びRPGs ● 利害関係者との意見交換を目的とした、発表、講演、その他の会議外活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的部門の主体が自らの財政状態を反映する能力の改善と、同様に利害関係者がそれを理解する能力の改善 ● IPSASsの採用に影響を及ぼすためのIPSASsの認識と、IPSASsが公共財政管理にもたらす便益の認識の向上

4. IPSASBのアウトカムとアウトプットの案

(1) アウトカム案

上記3. で述べた「戦略目的」を達成するために、戦略CPは、次のようなアウトカムを提示し、意見を募集している。

戦略目的を達成するための2つのアウトカム

- (a) 公的部門の主体が自らの財政状態を反映する能力の改善と、同様に利害関係者がそれを理解する能力の改善
- (b) IPSASsの採用に影響を及ぼすためのIPSASsの認識と、IPSASsが公共財政管理にもたらす便益の認識の向上

(2) アウトプット案

上記のアウトカムを達成するために、戦略CPは、次の2つのアウトプットを提供することに注力することを提示し、意見を募集している。

- (a) 公的部門を対象とした高品質の財務報告基準とその他公表物の策定
- (b) 利害関係者との意見交換を目的とした、発表、講演、その他の会議外活動の実施

下記図表1は、インプット、アウトプット及びアウトカムの相互関係、及び戦略目的の達成にそれらがどのように寄与するかを示している。

(3) 利害関係者からのフィードバック

戦略CPでは、利害関係者からのフィードバックの仕組みを確立するために、積極的に意見交換する方法に高い関心を持っている。また、新たに出現する論点に対応するために、IPSASを採用した主体からのフィードバックを得ることは一層重要となる。IPSASBは基準開発のプロセスと会議外活動を通じて利害関係者からのフィードバックを得るが、そのプロセスを改善する必要があるか、検討したいと考えている。

III 2015年—2019年の作業計画について

戦略CPでは、上記IIで説明した2015年以降の「戦略」、「アウトカム」、「アウトプット」への意見募集に加えて、限られた人的・物的リソースを前提に、2015年—2019年5か年の作業計画において、どのプロジェクトを優先すべきかの意見も募集している。

1. 潜在的なプロジェクトの評価

戦略CPでは、プロジェクトの優先順位の評価にあたり、考慮すべき要因は次の5つであると提案し、意見を募集している。

- ① 公的部門にとっての重要性（民間部門では当該論点が存在しない）
- ② 論点の緊急性
- ③ 既存基準では扱っていないこと

- ④ IFRSとのコンバージェンス
- ⑤ 政府財政統計（GFS）との統一（統計と会計との不必要な差異を減らす）

現状では、年4回、各4日間、計16日間の会議を行っている。開催回数を増やすことは困難であるが、1回あたりの日数を5日間に増やして、計20日にすることは可能である。

2. 既存のコミットメント

(1) 2014年中に完了予定の既存プロジェクト

既に承認済みの複数のプロジェクトは、優先して進めることとなる。2014年末までに完了予定の現行のプロジェクトは次の4件である。これらが完了次第、空きリソースを新規プロジェクトに充当可能となる。

- ① 公的部門の概念フレームワーク
- ② サービス業績情報の報告
- ③ IPSAS第6号から第8号の改訂
- ④ 発生主義IPSASの初度適用

(2) 2015年以降に完了予定の既存プロジェクト

2015年以降に完了予定の既存プロジェクトは、図表2のとおりである。その他の承認済みのプロジェクトは、2015年以降に段階的に完了する。これらも完了次第、空きリソースを新規プロジェクトに充当可能となる。

(3) 概念フレームワークに対応するIPSASの修正

既存のIPSASの規定の中には、

【図表2】

公的部門の結合	2015年完了
政府系企業（GBEs）	2015年完了
金融商品のアップデート（IPSAS第28号～第30号）	IASBの作業進捗による
公的部門の金融商品	2016年完了
IPSASとGFSの差異の低減	未定
排出量取引	2017年完了
社会給付	2017年完了

2014年中に完成する概念フレームワークと整合しない規定が存在すると思われる。それらの不整合については、2015年～2019年にかけて作業計画を立案し、修正を行う予定である。

(4) 現金主義IPSAS

IPSASには、発生主義用のIPSASと現金主義用のIPSASがある。現金主義用のIPSASは1本だけであり、利用度が低いことから、これまで修正が見送られてきた。戦略CPは、現金主義用IPSASについて、次の3つの選択肢を提案しており、意見を募集している。

- (a) 現金主義IPSASを維持し、既存のIPSASBの資源を用いてレビュー・プロジェクトを完了させる。すなわち、基準を修正する
- (b) 現金主義IPSASを変更せずに維持する。すなわち、修正検討の作業は一切行わない
- (c) 現金主義IPSASを廃止する

3. 新しいプロジェクトの候補

戦略CPでは、以下のような多数のプロジェクト案から、どれを優先すべきか、意見を募集している。

(1) 公的部門特有の論点に取り組むプロジェクト案

- ① サービス提供用又は備蓄用として保有する生物資産
IPSAS第27号「生物資産」が扱わない、水源林等のサービス提供用資産。

② 文化資産（heritage assets）

IPSAS第17号「有形固定資産」及びIPSAS第31号「無形固定資産」は、文化資産を定義せず、文化資産の認識を要求していない。

③ インフラ資産

IPSAS第17号「有形固定資産」は、インフラ資産を対象範囲に含めているが、インフラ資産の利用の長期性にに基づき、認識、測定、開示を扱う特別の規定が必要というもの。

④ 公的部門特有の無形資産

研究開発関連費用の会計処理に関して、IPSASとGFSとの間に不整合が存在している。

⑤ 公的部門特有の測定

再調達原価の適用など、既存IPSASが扱っていない論点。

⑥ 軍事資産

軍用施設はIPSAS第17号「有形固定資産」の対象範囲であるが、IPSAS第12号「棚卸資産」がより適切であるのか等の論点。

⑦ 天然資源

政府の資産の範囲と測定。採掘権等もその範囲に含まれる。

⑧ 非交換費用

IPSAS第23号「非交換取引からの収益（租税と移転）」に対応する費用の指針。

⑨ 政府としてではなく、所有者としての政府の役割

政府が、政府系企業等の株主ではなく政府として行動している場合の判断。

⑩ 主権と、財務報告への主権の影響

政府の主権は（許認可等）、無形資産に該当するかという論点。

⑪ 信託基金

信託基金を政府内の会計主体とするか、債権とみなすかの論点。

(2) 現行のIPSASを維持するプロジェクト案

① 借入費用 (IPSAS第5号)

IPSAS第5号は、旧IAS第23号に基づいている。IAS第23号の2007年3月改訂により、現IASは、資産の取得・建築等に起因する借入費用の即時費用化を認めていないが、IPSAS第5号は認めている。

② 工事契約 (IPSAS第11号)

ある政府主体が建設工事を実施し、完成した資産を非交換取引を通じて別の政府主体に低廉譲渡するような、公的部門特有の工事契約の取扱い。

③ 一般政府部門の財務情報の開示 (IPSAS第22号)

IPSAS第22号の適用例は、これまで1例しかなく、意図されたようには使用されていない。今後、撤回するか、より有益な指針と差し替えるべきかが論点となる。

④ 従業員給付 (IPSAS第25号)

IAS第19号「従業員給付」の修正に伴う修正の検討。また、法的債務は、IPSAS第25号で算定される債務に比較して著しく低い場合が多いため、それが負債の過大表示に該当するかという論点。

⑤ 非交換取引による収益 (IPSAS第23号)

IPSAS第23号とその他のIPSASの相互関係により、非交換の論点を扱う際に不整合が生じている。

⑥ リース (IPSAS第13号)

IFRSのリース基準との整合性を確保するための修正規定の開発。

⑦ 財務諸表の表示 (IPSAS第1号)

IASの2007年改訂版、及び公的部門の概念フレームワークとの関係の検討。

⑧ 関連当事者の取引 (IPSAS第20

号)

IAS第24号の2009年改訂版は、一部の政府関係主体に対して開示規定の部分的な免除を与えており、IPSAS第20号の構成と趣旨はIAS第24号と著しく異なっている。

⑨ 収益 (IPSAS第9号、第11号)

IFRSの収益基準との整合性を確保するための修正規定の開発。

⑩ セグメント報告 (IPSAS第18号)

IAS第14号からIFRS第8号への置き換え(マネジメント・アプローチ)への対応。

(3) IFRSとのコンバージェンス・プロジェクト

① 鉱業

IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」は、鉱物資源の探査と査定のための包括的な基準を開発するまでの暫定基準である。このプロジェクトではIFRSに対応するIPSASの策定を目指す。

② 保険契約

IFRS第4号「保険契約」は現状の様々な実務を容認する過渡的な基準である。このプロジェクトではあらゆる種類の保険契約を会計処理するための単一の原則主義のガイダンスの提供を目指す。

③ 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は売却目的で保有する非流動資産の測定と表示の規定を定めている。この論点は、公的部門において関連性を有する。

④ 規制料金産業

料金規制環境で事業を行っている公的部門の主体に対して、料金規制の影響から生じる資産と負債の認識を要求すべきかという論点。

(4) その他のプロジェクト

① 中小主体の報告 (differential reporting)

2009年にIASBは、中小企業用のIFRSを公表した。比較的小規模な政府においては、完全版IPSASの適用は負担となる可能性がある。

② 統合報告

2013年12月、国際統合報告フレームワークが公表された。同フレームワークは、必要に応じて公的部門の組織が適用、準用することもできると認められている。

③ 期中財務報告

期中の報告書に記載されるべき事項についての指針。

(IFAC-IPSASBメンバー

伊澤賢司)

(IFAC-IPSASBテクニカル・アドバイザー

落谷竹生)

教材コード	J 0 2 0 6 9 7
研修コード	2 1 0 6
履修単位	1単位